

6月10日⑧
申込受付開始

家庭で生ごみを減量してみませんか

電動生ごみ処理機(家庭用) 購入助成金のお知らせ

市は、家庭から出される生ごみの減量・資源化を進めるため、電動生ごみ処理機の入札に対する助成を新たに開始します。

なお、助成を受けた方には、一定期間使用した後、簡単なアンケートを実施する予定です。

対象者 市内に居住している方(事業者を除く)で、処理機を適正に維持管理できる方

対象機器 電力を利用し生ごみを処理する機器で、乾燥方式、微生物分解方式など(ディスポーザーを除く)によるものとし、市が指定した登録販売店で購入する物

助成額 購入額の2分の1を助成し、20,000円を上限とする

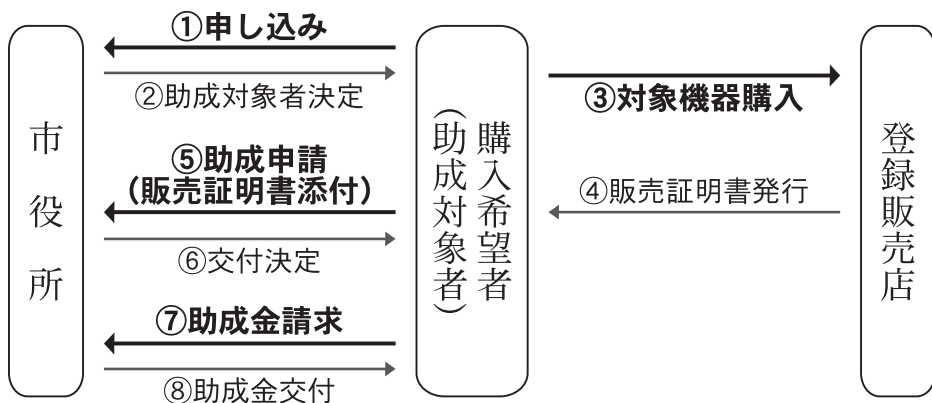
助成人数 100人(申込順とし、1世帯1台までとする)

受付日時 6月10日(日) 午前9時～午後4時(100人に満たない場合は、6月11日(月)以降の祝日を除く月～金曜日に受け付けしますので、お問い合わせください)

受付場所 市廃棄物対策課リサイクル推進係

持参する物 印鑑

❖ 助成金交付までの流れ ❖



注意
(購入前に確認を)
次の物は、
助成の対象外です

- ▶ 助成対象者決定前に購入した生ごみ処理機
- ▶ 登録販売店以外で購入した生ごみ処理機

事業者の方へ

電動生ごみ処理機購入助成制度 登録販売店の募集

市の助成対象になる処理機を販売するためには、事前に登録をする必要があります。

対象事業者 市内に小売店舗などを有する事業者

登録方法 市に電動生ごみ処理機販売店登録届と販売予定機種のパフレットなどを提出

受付 5月25日(金)までに、市廃棄物対策課リサイクル推進係へ

問合せ 市廃棄物対策課リサイクル推進係

集団資源回収奨励金交付制度 登録はお済みですか

資源回収活動を行う団体で集めた資源物のうち、紙類に対して、回収量に応じて市が奨励金を交付します。5月31日(木)までに団体登録を行うと、4月1日(日)以降に回収した分から奨励金の対象になります。なお、制度の詳細は広報いわみざわ4月号に掲載しています。

対象団体 町会、自治会、子ども会、女性部、老人クラブ、PTA など営利を目的としない団体

交付金額 回収量1kgにつき2円を交付します(回収業者から得る収益金とは別に交付します)

対象となる資源物 新聞、雑誌、ダンボール、紙パックなどの紙類

申込・問合せ 市廃棄物対策課リサイクル推進係